

「第4次雲南市障がい者計画（案）」、「第7期雲南市障がい福祉計画（案）」及び「第3期雲南市障がい児福祉計画（案）」に関するパブリック・コメント（意見募集）の結果及び意見・提案に対する市の考え方について

1. 公開した資料 第4次雲南市障がい者計画（案）
第7期雲南市障がい福祉計画（案）及び第3期雲南市障がい児福祉計画（案）
2. 意見募集期間 令和6年1月5日～令和6年2月5日
3. 資料等公開場所 市役所健康福祉部長寿障がい福祉課、各総合センター市民生活課及び市民サポート課、雲南市ホームページ
4. 意見提出人数 3人
5. 意見提出件数 10件（すべて第4次雲南市障がい者計画（案）に対する意見）
6. お寄せいただいたご意見・ご提案と市の考え方

No.	ご意見・ご提案の要旨	ご意見・ご提案に対する市の考え方
1	当事者間のつながり、情報交換ができるよう、障がい種別に応じた障がい者団体の活動について紹介してください。	各障がい者団体からの依頼に応じて、市での手続きの際にチラシを配布するなど各団体の周知をしています。
2	【視覚障がい者タクシー利用料金助成事業について】助成額を増やしてほしい。また、山間地等交通の不便なところは助成額を増やしてください。	視覚障がい者タクシー利用料金助成事業含め外出支援にかかる事業については、定期的に見直しを行っております。これまでも、山間地等にお住いの方や定期的に市外医療機関に通院されている方などへの助成の増額を求める意見がっておりますが、当該対象者の特定が困難であることから現状一律の助成額としているところです。今後の見直しに当たり、今回のご意見を参考とさせていただきます。
3	市のホームページ等、視覚障がい者にもアクセスしやすいような情報提供をしてください。	この度のパブリックコメントの際には、計画書（案）についてPDF形式のみでファイルを公開しており、視覚障がいのある方への配慮が不十分であった事に対してお詫び申し上げます。
4	ホームページ・雲南アプリに掲載するファイルはPDF形式に加えテキスト形式で提供してください。	今後は、音声読み上げソフトにできる限り対応するために、まずはページ自体の説明を充実させ、掲載するファイルについては、ファイル内容をページ内で説明をした上でPDF形式に加えてWord等のテキスト形式ファイルも掲載するように努めてまいります。

5	<p>通学支援がどれだけ重要で必要であるか把握するために、市外の特別支援学校に通学している児童数を明示してください。</p>	<p>特別支援学校に通学されている児童・生徒数については、その把握に努めておりますが、公表を望まれない関係者もいらっしゃるかと推察しており、そうした方への配慮も必要であることから、公表は行っておりませんのでご理解ください。</p> <p>市外の特別支援学校に通学される児童の保護者が感じられる不安については、この度の計画策定に際してのアンケート調査でも伺っております。</p> <p>市としましては、障がいのある児童に係る様々な地域課題について、雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会児童ワーキングで解決に向け取り組んでまいります。</p>
6	<p>雲南市民バス料金の減免対象に、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方も追加してください。</p>	<p>現在、福祉事業所（通所サービス事業所）が発行した利用証明書等の書類により手帳交付者に準じた方であることの確認が得られた場合については、身体障害者手帳等を所持されている方と同様に市民バス乗車減免証明書を発行しており、市民バスの減免対象としております。</p>
7	<p>雲南市民バスの運行ルートやダイヤについて柔軟な見直しをしてください。</p>	<p>雲南市民バスは毎年、各学校や地域の方からの要望や、JR木次線をはじめとする別途公共交通ダイヤとの接続を考慮しながらダイヤ改正を行っております。今後も利用者の皆様の利便性向上のため、随時ダイヤの見直しを行ってまいります。</p>
8	<p>【高齢者等のバス・タクシー利用料金助成事業について】 自動車の運転はしないが本人確認書類（身分証明書）として利用するために普通自動車運転免許証を持っている場合が想定されるため、対象者の要件から「普通自動車運転免許を持たない方」を外してください。</p>	<p>本制度は、バスやタクシーによる移動に頼らざるを得ない方を対象としているため、具体的な対象者を「自家用自動車を運転することができない方」と想定し、1つの基準として原則「普通自動車運転免許を持たない方」としております。そのため、車の運転をするつもりはなくても、免許証を身分証明書としてお持ちの方は対象となりません。なお、「マイナンバーカード」や、免許証返納時に別途手続きをすることで発行される「運転経歴証明書」が身分証明書としてご利用いただけますので、ご検討いただきますようお願いいたします。</p>

9	<p>【精神障がい者通院交通費助成について】</p> <p>ひと月の助成額の上限(5,000円)を撤廃してください。</p>	<p>令和6年1月末現在における島根県内の医療機関に通院されている方の通院交通費請求の状況から、ひと月の助成額が一人当たり上限の5,000円を超える方はほぼ皆無の状況です。デイケア等を利用することで受診に加え医療機関への通院回数が増える方もありますが、その交通費を含めても助成上限額以内の利用となっている状況です。そのため、現時点においては上限額を変更する予定はありませんのでご理解ください。</p>
10	<p>障害福祉サービス提供事業所への通所にかかる交通費を助成してください。</p>	<p>障害福祉サービスを提供する事業所においては、公共交通機関等での通所が可能な場合を除き、利用者が通所しやすい環境を整備するために通所に係る送迎のサービスをされています。送迎がサービスの一部として提供されていることから、サービス部分への助成はしておりません。なお、送迎サービスには原則利用者負担が生じます。公共交通機関をご利用の方は運賃等が必要になると思いますが、送迎サービスとの均衡を図る観点からご理解ください。なお、上記6の助成を行っておりますのでご活用ください。</p>